



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 6 号 の 4

令和3年(2021年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課) 1</p> <p>○包括外部監査契約の締結について (デジタル行政戦略課) 2</p> <p>○令和3年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課) 2</p> <p>○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課) 2</p> <p>○計量器の定期検査の実施について (ダイバーシティ人権政策課) 3</p> <p>○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課) 3</p> <p>○介護保険法の規定による事業の廃止について (介護保険課) 4</p> <p>○令和3年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課) 4</p>	<p>○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・保育施設の確認について (保育幼稚園課) 6</p> <p>○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認について (") 6</p> <p>○市道の路線の認定について (道路管理課) 7</p> <p>○市道の路線の変更について (") 7</p> <p>○市道の区域の決定について (") 7</p> <p>○道路の供用の開始について (") 8</p> <p>● 公 告</p> <p>○予防接種を行うことについて (健康政策課) 8</p> <p>○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 10</p> <p>○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 10</p> <p>● 公 営 企 業 公 告</p> <p>○公共下水道事業に係る負担区の区域の変更に ついて (建設課) 10</p> <p>○令和3年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (") 11</p>
--	---

告 示

●金沢市告示第117号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町イ10番地26	自転車	午前零時から午後12時まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から午後12時まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 契約の期間の始期
令和3年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所
山田 文禎
河北郡内灘町字大清台82番地
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第119号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により令和3年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	高岡 由輝 金沢市御所町1丁目195番地	齋藤 真一 金沢市御所町1丁目336番地	令和3年3月7日
玉鉾3丁目町会	代表者の氏名及び住所	澤田 隆裕 金沢市玉鉾3丁目140番地	谷 定信 金沢市玉鉾3丁目104番地	令和3年4月1日
小原町町会	代表者の氏名及び住所	西田 清光 金沢市小原町ソ77番地	小川 孝吉 金沢市小原町ソ63番地2	令和3年4月1日
上若松町会	代表者の氏名及び住所	松田 博男 金沢市上若松町113番地	渡邊 茂樹 金沢市若松町京中70番地2	令和3年4月1日
川桜親交会	主たる事務所の所在地	金沢市桜町7番12号	金沢市桜町18番13号	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	島田 優 金沢市桜町7番12号	杉本 俊信 金沢市桜町18番13号	
中山町町会	主たる事務所の所在地	金沢市中山町ハ15番地1	金沢市中山町ハ17番地	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	岡嶋 平吉 金沢市中山町ハ15番地1	中村 知巳 金沢市中山町ハ17番地	
小豆沢町町会	主たる事務所の所在地	金沢市小豆沢町ニ188番地	金沢市小豆沢町ニ187番地	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	荒井 進一 金沢市小豆沢町ニ188番地	前田 悟 金沢市小豆沢町ニ187番地	
湯谷原町町会	主たる事務所の所在地	金沢市湯谷原町コ13番甲地	金沢市湯谷原町コ11番地	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	新谷 幸三 金沢市湯谷原町コ13番甲地	多加 敏昭 金沢市湯谷原町コ11番地	

●金沢市告示第121号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 定期検査を行う区域

浅野川小学校、浅野町小学校、粟崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、兼六小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀桜小学校、犀川小学校、大徳小学校、田上小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、不動寺小学校、三谷小学校、南小立野小学校、明成小学校、杜の里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1740144256	若草あおぞら薬局	金沢市若草町2番38号	グランファルマ株式会社	金沢市本町1丁目5番2号 リファール18F	令和3年2月1日	居宅療養管理指導

●金沢市告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100582	新世紀ケアサービス	金沢市粟崎町2丁目414番地	株式会社新世紀ケアサービス	令和3年2月13日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

●金沢市告示第124号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の7.62
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年21,480円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年10,740円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年16,110円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年15,036円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年7,518円

- 特定継続世帯 1世帯につき年11,277円
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年12,000円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年10,740円
- 特定世帯 1世帯につき年5,370円
- 特定継続世帯 1世帯につき年8,055円
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年4,800円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,296円
- 特定世帯 1世帯につき年2,148円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,222円
- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.58
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年10,320円
- (3) 世帯別平等割
- 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年7,080円
- 特定世帯 1世帯につき年3,540円
- 特定継続世帯 1世帯につき年5,310円
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年7,224円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,956円
- 特定世帯 1世帯につき年2,478円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,717円
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,160円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年3,540円
- 特定世帯 1世帯につき年1,770円
- 特定継続世帯 1世帯につき年2,655円
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,064円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年1,416円
- 特定世帯 1世帯につき年708円
- 特定継続世帯 1世帯につき年1,062円
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.32
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,880円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年6,000円
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年8,316円
- イ 1世帯につき年4,200円

- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 ア 被保険者1人につき年5,940円
 イ 1世帯につき年3,000円
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 ア 被保険者1人につき年2,376円
 イ 1世帯につき年1,200円

●金沢市告示第125号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条第1号の規定により告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確認年月日
馬場幼稚園	金沢市小橋町4番12号	学校法人馬場幼稚園	幼保連携型認定こども園	令和3年3月25日
まどかこども園	金沢市南森本町口78番地1	社会福祉法人見真福祉会	幼保連携型認定こども園	令和3年3月25日
浅野こども園	金沢市京町3番43号	社会福祉法人浅野保育所	保育所型認定こども園	令和3年3月25日
聖ヨハネこども園	金沢市石引4丁目3番1号	社会福祉法人聖ヨハネ会	保育所型認定こども園	令和3年3月25日
認定こども園大野町こども園	金沢市大野町4丁目甲18番地11	社会福祉法人大野町保育園	保育所型認定こども園	令和3年3月25日
まことこども園	金沢市尾張町2丁目16番86号	社会福祉法人まこと保育園	保育所型認定こども園	令和3年3月25日
わかたけの森こども園	金沢市高島1丁目381番地	社会福祉法人米丸わかたけ保育園	保育所型認定こども園	令和3年3月25日
金石幼稚園	金沢市金石本町口53番地	学校法人金石幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和3年3月25日
明成幼稚園	金沢市寺中町ホ29番地1	学校法人久直学園	幼稚園型認定こども園	令和3年3月25日

●金沢市告示第126号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

預かり保育事業

施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	提供者の名称	施設の種 類	確 認 年月日	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別
まことこども園	金沢市尾張2丁目16番86号	社会福祉法人まこと保育園	認定こども園	令和3年3月17日	満たしている
聖ヨハネこども園	金沢市石引4丁目3番1号	社会福祉法人聖ヨハネ会	認定こども園	令和3年3月17日	満たしている

わかたけの森こども園	金沢市高島1丁目381番地	社会福祉法人米丸わかたけ保育園	認定こども園	令和3年3月17日	満たしている
認定こども園大野町こども園	金沢市大野町4丁目甲18番地11	社会福祉法人大野町保育園	認定こども園	令和3年3月17日	満たしている
浅野こども園	金沢市京町3番43号	社会福祉法人浅野保育所	認定こども園	令和3年3月17日	満たしている

●金沢市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点			重要な経過地
1408	神田1丁目線25号	神田1丁目	146番1先から		
		神田1丁目	146番5先まで		
2801	大野1号 大野西線45号	大野町4丁目	24番8先から		
		大野町4丁目	24番6先まで		
4213	富樫13号 伏見新町線2号	伏見新町	330番1先から		
		伏見新町	278番1先まで		
4472	小坂72号 千木1丁目線2号	千木1丁目	101番1先から		
		千木1丁目	102番先まで		
4920	浅川20号 田上本町線82号	田上本町	ヲ 4番8先から		
		田上本町	ヲ 5番1先まで		
4964	浅川64号 俵町線	俵町	カ 162番1先から		
		俵町	リ 52番2先まで		

●金沢市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点			重要な経過地
4605	旧	犀川5号	辰 巳 町	イ 18番4先から		
			辰 巳 町	イ 44番1先まで		
	新	辰巳町線12号	辰 巳 町	イ 18番4先から		
			辰 巳 町	イ 40番3先まで		

●金沢市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	神田1丁目線25号	4.6	26
一般市道	大野1号大野西線45号	6.0	26
一般市道	富樫13号伏見新町線2号	4.9 ~ 6.2	262
一般市道	小坂72号千木1丁目線2号	6.0	46
一般市道	犀川5号辰巳町線12号	6.0	342
一般市道	浅川20号田上本町線82号	6.0	56
一般市道	浅川64号俵町線	13.0 ~ 60.0	1,120

●金沢市告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
神田1丁目線25号	神田1丁目 146番1先から	令和3年4月1日
	神田1丁目 146番5先まで	
大野1号大野西線45号	大野町4丁目カ 24番8先から	令和3年4月1日
	大野町4丁目カ 24番6先まで	
富樫13号伏見新町線2号	伏見新町 330番1先から	令和3年4月1日
	伏見新町 278番1先まで	
小坂72号千木1丁目線2号	千木1丁目 101番1先から	令和3年4月1日
	千木1丁目 102番先まで	
犀川5号辰巳町線12号	辰巳町イ 18番4先から	令和3年4月1日
	辰巳町イ 40番3先まで	
浅川20号田上本町線82号	田上本町ヲ 4番8先から	令和3年4月1日
	田上本町ヲ 5番1先まで	
浅川64号俵町線	俵町カ 162番1先から	令和3年4月1日
	俵町リ 52番2先まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		

ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で予防接種法施行令第1条の3第1項の表ロタウイルス感染症の項の厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに同項の厚生労働省令で定める日までの間にある者

2 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (10) (2)から(7)まで（(6)を除く。）及び(9)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種（ロタウイルス感染症を除く。）の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市八田町中428番1	金沢市八田町東81番地 猪谷 庸一 金沢市八田町東81番地 猪谷 雅子	
金沢市上野本町丙34番3、34番4及び錦町六字50番2から50番15まで	金沢市保古1丁目28番地 株式会社ハクトー 代表取締役 東 典弘	道路 金沢市錦町六字50番14及び50番15 調整池 金沢市上野本町丙34番4及び錦町六字50番2 水路 金沢市上野本町丙34番3

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第3条第1項の規定による負担区の区域を変更したので、次のとおり公告します。

令和3年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第3負担区の区域として変更した区域

つつじが丘の一部

第4負担区の区域として変更した区域

御所町の一部

第5負担区の区域として変更した区域

常盤町、戸水町及び無量寺町の各一部

第6負担区の区域として変更した区域

蚊爪町、木越町、北間町、須崎町、戸水町、湊2丁目及び湊3丁目の各一部

第7負担区の区域として変更した区域

今昭町、打木町、沖町、大桑町、大友1丁目、大場町、金市町、神谷内町、観音堂町、観法寺町、北森本町、小二又町、才田町、千木町、千田町、高柳町、田上町、忠縄町、月影町、直江町、中屋町、八田町、普正寺町、牧町、南新保町、宮保町、湊1丁目、湊2丁目及び夕日寺町の各一部

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和3年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第4負担区

小坂町及び横枕町の各一部

第5負担区

粟崎町4丁目の一部

第6負担区

大浦町、木越町、御供田町、専光寺町、近岡町、諸江町及び割出町の各一部

第7負担区

今町、梅田町、観法寺町、北森本町、才田町、末町、千木町、専光寺町、田上本町、高柳町、辰巳町、利屋町、袋板屋町、二ツ寺町、牧町、湊1丁目及び南森本町の各一部

令和3年(2021年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	